

大津商工会議所  
会頭 大道 良夫 様

公益社団法人大津市医師会  
会長 木村 隆

感染症等の罹患・治癒の証明について（お願い）

平素は、本会事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大津商工会議所におかれましては、大津市の商工業の振興発展のために日々、ご尽力いただいております。敬意を表するものであります。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、日本だけではなく、世界規模において新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、取り組みが行われているところです。日本においても小規模患者の発生の増加を食い止めるべく、全国の地方自治体、医療関係者、事業者、全国民が一体となって対策に当たっているところであり、本会におきましても、各会員が発熱や上気道症状を有している患者について、治療にあたり、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに繋ぐなど感染拡大の防止に全力で取り組んでいるところです。大津市においては、3月5日に滋賀県内での最初の感染者が発生したことが報告され、それ以後、感染拡大しており、いつクラスターが発生してもおかしくない状況となっています。

このような状況の中でも職場などの求めに応じて、インフルエンザなど感染症の罹患・治癒の証明を求め、医療機関を受診する市民の皆様が後を絶たないことから、医療機関として大きな負担となっています。

つきましては、市民はもとより、市民の診療の最前線に関わる本会会員の安全確保のため、下記の事項にご留意いただきたく、貴所属会員の皆様にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 診断や治癒の判断は、診察に当たった医師が身体症状や検査結果等を総合して医学的知見に基づいて行うものであり、インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくないため、求めないようお願いしたい。
2. 学校等においては、学校保健安全法で出席を停止させることができる感染症にインフルエンザが定められ、出席停止の期間の基準「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」が示されており、職場においても、法的根拠はないものの学校保健安全法を参考に感染拡大の防止に努めるようお願いしたい。
3. 厚生労働省作成の新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）で、「発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休むことを呼びかけており、休んでいただくことは従業員のためにもなり、感染拡大の防止にもつながる大切な行動となる。そのためには、企業、社会全体における理解が必要。」と記載されており、遵守願いたい。
4. 「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安として、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（高齢者や基礎疾患のある方は、2日程度続く場合）や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの症状がある場合は、直接、医療機関へ行かず、「帰国者・接触者相談センター」に相談するようお願いしたい。